

議案第 1 号

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和60年4月26日野田市教育委員会規則第12号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年8月31日提出

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

野田市教育委員会規則第 号

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和60年野田市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和60年野田市教育委員会規則第12号）

改 正 案		現 行	
別表第2(第7条) 特別休暇の基準		別表第2(第7条) 特別休暇の基準	
理由	期間	理由	期間
1～9(略)	(略)	1～9(略)	(略)
10 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日の範囲内の期間	10 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日の範囲内の期間
11～24 (略)	(略)	11～24 (略)	(略)

提案理由

人事院により人事院規則等の改正が行われ、地方公務員の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、本規則の一部を改正しようとするものである。